

第54回調達価格等算定委員会

日時 令和2年1月22日（水）16：01～17：20

場所 経済産業省別館9階944共用会議室

1. 開会

○清水新エネルギー課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第54回の調達価格等算定委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にもかかわらずご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、山内委員長に以後の議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山内委員長

早速でございますけれども、お手元の議事次第に従って進めたいと思います。

今日は、2020年度の調達価格等・入札制度に関する残された論点ということで、これをご議論いただければというふうに思っております。

プレスの方は、撮影はここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いします。

○清水新エネルギー課長

本日の委員会につきましては、ユーチューブのほうでライブ中継をしております。ユーチューブの方でご覧の皆様方におかれましては、経済産業省のホームページの資料をご確認ください。

本日の配付資料につきましては、配付資料一覧がございますとおり、議事次第、委員名簿、それから座席表、それから資料1として2020年度の調達価格等・入札制度に関する残された論点、それから資料2といたしまして、太陽光の第5回、それからバイオマス第2回の入札結果についてということでご用意をしております。

○山内委員長

よろしいでしょうか。

それでは、議論冒頭に、1月20日に太陽光第5回、それからバイオマスは第2回ですけれども、この入札結果が発表されたことを踏まえまして、その上限価格の決定に至った考え方についてこれをご説明申し上げたいと思います。

この説明の位置づけについて、まずは事務局から一言お願いをいたします。

○清水新エネルギー課長

11月5日に第48回、それから12月23日に第52回の調達価格等算定委員会がいずれも非公開で開催されまして、太陽光の第5回、それからバイオマスの第2回の入札の上限価格についてご意見の取りまとめをいただきました。その後、このご意見を尊重いたしまして、経済産業大臣が上限価格を決定した上で、12月26日から1月10日までの間、入札を実施いたしまして、1月20日に、一般社団法人低炭素等促進機構より、先ほどの資料2のとおりその結果を公表しております。

非公開の委員会につきましては、調達価格等算定委員会の運営規定第3条、それから調達価格等算定委員会の公開についての7ポツの規定におきまして、議事要旨を事後的に公開するとともに、委員長及び委員長代理が次回の公開の委員会の冒頭に説明を行うとされております。前回12月27日の委員会は、入札実施中であったため、委員会を非公開とした趣旨に基づきまして議論を行ったことのみご説明をし、決定に至った考え方も含め、その内容は今回の入札結果の公表後にご説明することとしておりました。

そこで、本日のこの委員会の冒頭で、委員長及び委員長代理より改めて上限価格の決定に至った考え方も含めた内容についてご説明をいただきます。

○山内委員長

ということでございますけれども、第48回とそれから52回ですね、ここの委員会で太陽光第5回、それからバイオマス第2回の入札の上限価格を決定して意見を取りまとめました。

これについて具体的な話ですけれども、事業者間の競争を確保するというのが1つ。それから、かつ、効率的な事業実施を促すということで、こういう目的のために、太陽光第5回は上限価格を13.0円、それからバイオマス第2回は上限価格を19.6円と、こういうふうな意見を取りまとめたところでございます。

説明については私からは以上でございますけれども、高村委員長代理から何か補足がございましたらお願いをいたします。

○高村委員

ありがとうございます。

ただいま山内委員長からご説明があったことに付することございません。どうもありがとうございます。

○山内委員長

よろしいでしょうか。

2. 2020年度の調達価格等・入札制度に関する残された論点

○山内委員長

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日の議事は、資料1、全体についての事務局の説明をしていただいた後で、議論を2つに分けて、まず1つは、2020年度の調達価格等ということについて1つ。それから、2020年度の入札制度、これが2つ目、この2つに分けて審議をしたいというふうに思います。

それでは、資料1についてご説明をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

お手元の資料1、パワーポイントに基づきましてご説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、2ページ目のところに本日のご説明の内容、全体の論点でございますが、今委員長からご説明ございましたように、2つの大きな固まりがございます。1つ目が、2020年度の調達価格等の決定に当たりましての残された論点の部分というところが1つ目の固まり。それから、2つ目に、2020年度の入札制度につきまして、その対象範囲、募集容量、それから上限価格の公表の取扱いといったようなところのルールについてのご議論をいただければと思っております。

まず1つ目の固まり、調達価格について、特に入札の結果も踏まえて決定するとされていた残された論点のところでございます。進んでいただきまして、4ページ目のところ、まず、事業用太陽光発電のシステム費用の水準というところで、50kW以上のところのまず部分でございます。5ページ目のところから説明に入ります。

まず、5ページ目のところで、システム費用の検討の考え方ということで、昨年までの検討の考え方ということで、基本的にトップランナーの水準を採用していくということで、2つ目の四角のところでございますが、3年前に設置された案件のトップランナーの水準というものが最新年に設置された案件のどの水準に位置しているのかという確認を行うという考え方で昨年度までやっていたというところで、昨年の場合ですと上位17.5%という水準で諸元を決定するというふうにしてございます。

続きまして、6ページ目のところで、この議論、考え方も踏まえまして、11月5日、第49回るときにご議論いただいた今年度のデータに基づく状況でございます。今年度の数字につきましては、下のほうの表にございますとおり、直近の50%相当、20.01円という黄色の部分3年前の約9%ぐらいの、上位8~9%ぐらいのところと相当するというふうになってございます。同じような考え方でいきますと、上位8~9%の水準となるということでございます。

これも踏まえて今年度の価格の適用の仕方としてどういうことがあるかということで、前回3つの案ということで、まず案①として、この9%をそのまま採用した13.5万円。それから、案③として、昨年の17.5%という水準を据え置いた15.4、その間の案②というふうにさせていただいているところでございます。

この部分につきまして、続きまして7ページ目のところで具体的にどうしていくかというところで、2つ追加の情報を提示させていただいております。まず7ページ目のところで、この8～9%というところの水準が過去と比較してどうなのかというところでございます。左側の表にございますとおり、2015年のときでいきますと上位27～28%といったところから順に進んでいく中で、ここの今年度の8～9%というのはこれまでの過年度よりも特に上位の水準、かなりのペースのコストダウンになっているという状況でございます。これが今後も同様に進んでいくかという点についてはもう少し注視が必要なのかなということが1つ目の分析結果でございます。

それから、8ページ目のほうで、踏まえるとされておりました第5回の入札結果のほうの結果でございます。第5回の入札結果でございますが、上の四角囲いございますとおり、募集容量416MWというものに対しまして、実際の入札件数が、容量72件、186MWというふうになってございます。

2つ目の黒四角のところでございますが、入札の結果、27件、40MWが落札、平均入札価格は13.38、落札価格が12.57、最低が10.99というふうになってございます。これは前回と比べて平均入札価格の低減というのは比較的緩やかになってございますが、11円～12円といったような案件が複数存在しているということでございます。

左下の絵を見ていただいたら分かりますとおり、今回新たに対象としました500～2,000kWということで、この青い縦の棒の間のところでございますが、このあたりで特に入札価格の低い案件が見られるということで、より一層の競争が実現しているという状況でございます。

9ページ目のところ、こうした状況も踏まえまして、事務局としてのこの案でございますが、先ほどの11月のときにご議論いただいた3つの案のことをベースに、先ほど申しあげました今年度の9%というのが過年度に比べても特に上位水準にあるということ。それから、2つ目の黒四角にございますとおり、コスト低減がこれまでと比べると少し緩やかになってきているといったようなことも踏まえまして、結論としては、2020年度の想定値については、上位13%水準である案②を採用して、14.2万円とするとしてはどうかということで案を提示させていただいております。

ここまでが50kW以上の案件のシステム費用のところの考え方でございます。

続きまして、10ページ目以降で、地域活用要件を設定する50kW未満のところの諸元の考え方

でございます。

11ページでございます。システム費用等の各諸元の案というところでございますが、50 kW以上のところにつきましては、50 kW以上のところのトップランナー水準ということで想定をしておりますが、10～50といったところの案件ということでございますので、10 kW以上の全体のトップランナーということで分析してはどうかということを基本の考え方としてございます。こういった考え方で同じように3年前の案件との比較でトップランナーということを確認いたしますと、3つ目の黒四角のところでございますが、最新年の設置された案件の中央値は、3年前の上位21%水準ということになります。この21%という水準を踏まえますと、システム費用が21.2万円ということになります。この値を使ってはどうかという案にさせていただいております。

それ以外の諸元につきましては、これは地域活用要件が設定されたものに特化したコストデータというものが今十分収集されていないということで、ほかの案件と同様の諸元を活用してはどうかということにさせていただいております。

続いて、12ページ目で、地域活用要件を具備することに伴う追加的なコストということで、自立運転、それから給電用のコンセントといったような追加的な投資ということにつきまして、黒四角の2つ目のところがございますとおり、ヒアリング結果に基づきますと、2,820円/kWぐらゐの費用になるということで、これを資本費の想定がきますと、0.3万円/kW相当になるということで、この部分については費用の積み上げの中で計上してはどうかというふうを考えております。

続きまして、13ページ目で、余剰売電ということになる中での自家消費分での便益の考え方というところが13ページ目のところでございます。下のところがございますとおり、電気料金の平均単価ということで、青いほうが家庭用、それから赤いほうが産業用という形になってございます。この産業用のところについて、前回、家庭用のときに直近3年間というところのデータで提示させていただいたところを、そのときにも先生方からもう少し長い期間で見るべきじゃないかというご議論もいただいたことも踏まえまして、今回この産業用のところの赤いところをベースに、直近7年間のデータでとってはどうかということで計算をしております。

黒四角の3つ目のところでございますが、この場合の想定値が直近7年間の平均が税抜きで17.04円ということで、消費税も加味しますと18.74円ということになりまして、このデータを自家消費分の便益として考えてはどうかというふうにさせていただいております。

それから、14ページ目のところで、諸元の考え方とは別に、技術的な部分でございますが、変更認定時に適用される調達価格の取扱いといったところについてもルールを決めていただきたいと思ひまして、案を提示させていただいております。過去に認定を受けた10～50 kW以上の方が

変更認定で来年度価格変更を受けるといったときに、地域活用要件を具備する必要があるか否か、またどの価格が適用されることが妥当かといった論点でございます。

まず1点目のこの地域活用要件の具備といったところについては、既にそうじゃない前提でつくられたものの変更に対して当てはめるということを事業者の予見可能性を損なう恐れがあるということで、必ずしもそれを求めることが適切ではないのではないかとということで、これを地域活用要件の具備を求めないということとしてはどうかということで案をつくっております。

それから、2)のところで、適用される調達価格というところでございますが、今申し上げましたとおり、地域活用要件の具備するために必要なコスト等も積み上げた価格設定としているというところでございます。

こういった点も考慮いたしまして、一番最後の黒四角のところでございますが、結論的に申し上げますと、当該案件が地域活用要件を具備していない場合、こちらについては地域活用要件の設定がされていない規模の調達価格、それから当該案件が地域活用要件も具備しているというのであれば、この10～50kWの部分の地域活用要件の設定される規模の調達価格を適用するというルールにしてはどうかというところでございます。

太陽光につきましては、残された論点のところについては以上でございます。

続きまして、今度バイオマスの新規燃料の取扱いといったところについて、16ページのほうでございます。バイオマスの新規燃料の取扱いにつきましては、業界等からも幾つかご要望もいただいているところでございまして、この部分のルールをどういうふうにしていくのかということでございます。

2つ目の四角のところでございますとおり、この点につきましてはバイオマス持続可能性WGのほうでご議論これまでいただいているものの整理でございますが、まず食料競合するものについては、量的拡大に応じてその懸念が増大するという性質のものでございますので、国全体としての量的な確認、マクロ的な確認ができる方策の検討が必要ではないかということ。

それから、ライフサイクルGHGの排出量、こちらのほうについては、これは実際の状況がさまざま、それから算定方法が確立されたものがないということで、今の時点で一律に確認することとはなかなか難しいのではないかとご議論をいただいております。

一方で、今年度のこの委員会において、この点についてご議論いただいた点でございますが、まず食料競合のほうにつきましては、この世界のマーケットに与える影響が不明確な中で、FIT制度の対象とすることは慎重であるべきじゃないか、できないのではないかとというようなご意見。それから、FIT制度のもとで国民負担によって買取りを行う以上は、このライフサイクルの排出量について、これはやはり手法を検証しながら確認をしていく必要があるべきじゃないか、

というようなご議論もいただきました。

こういった点も踏まえまして、今年度の取扱いといたしましては、まず食料競合への懸念が認められる燃料、こちらにつきましては、WGでのご議論も踏まえ、食料競合の影響を検証することが可能となり、そのおそれがないことが確認されるまでの間はF I T制度の対象としないということとすべきではないか。

それから、現時点で食料競合の懸念が確認されない燃料については、そのライフサイクルGHGの排出量の論点を継続検討し、その上でF I T制度の対象としていくというような形の取扱いとしてはどうかという案にさせていただいております。

17ページは参考として、業界団体からご要望いただいている燃料のリストでございます。

続きまして、大きな固まりで2つ目の、2020年度の入札制度の取扱いといったところに移らせていただければと思います。

各電源ごとでございますが、まず、入札対象範囲と年間募集容量ということの太陽光のところでございます。19ページ目のところでございますが、入札対象範囲についてのこれまでの検討状況ということでございますが、昨年までの検討の大きな考え方といたしまして、小規模案件に十分留意しつつ、原則として事業用太陽光発電のすべてを入札対象範囲としていくということ。その上で、黒四角の3つ目のところで、昨年度の委員会においては、2019年度の入札対象の範囲を250kW以上または500kW以上ということを考えつつ、段階的な拡大をしていくことで、まずは500kW以上にするということが昨年の議論でございます。

それも踏まえまして、20ページ目、ことしの11月ご議論いただいたところでございますが、昨年度の考え方を踏襲しつつ、第5回の入札結果も踏まえて決定するという方針になってございます。

21ページ目以降が第4回と第5回の結果ということでございますが、一言ずつ触れさせていただくと。第4回について、一番最後の黒四角のところでございますが、案件の半数が今回新しく入札対象範囲とした規模ということで、この対象範囲を広げていくという中でより一層の競争が実現しているというような状況。

それから、第5回の結果につきましても同様に、やはり新しく入札対象範囲としたような規模のところについて案件が出てきているといったようなことが今年度の入札結果として見てとれるという中で、引き続き段階的な拡大を図っていく必要があるのではないかとということでございます。

23ページ目で、これも踏まえまして入札対象範囲の案でございます。

今、申し上げましたとおり最初の黒い四角にございますとおり、新しく入札対象範囲とした規

模について競争がより一層進んでいるということで、可能な限り拡大していくということが重要ということです。

一方で、そのときの社会的なコストということで事務作業等の前提としての件数で見ますと、100 kW以上の累計というものが大体1,500件ぐらい、それから250 kW以上となりますと大体1,000件ぐらい、500 kW以上だと大体100件ぐらいというのが今年度の認定件数、現時点では確定しているわけではないですが、推計値、大体これぐらいの量感になってございます。

これらのものを踏まえますと、それから昨年決定といったことも踏まえますと、500 kWという、今年度のところからもう一段段階的に拡大して、250 kW以上というところを対象としてはどうかというふうにさせていただいております。

次の24ページ目が、先ほどの推計というところでございます、上のほうの2012年から19年というところが実績値でございます、2018年と2019年の同じタイミング、9月までの伸びを補正しながら検証していきますと、一番下のところでございますように、2019年の推計ということで、これぐらいの規模の認定が出るのではないかという試算でございます。

25ページ目以降は、前回提示した資料なので省略させていただきまして、29ページ目のところに移っていただけると幸いです。

今までの議論が入札対象範囲ということで、250 kW以上というところを入札対象とするということを前提に、29ページで、その際の年間募集容量をどのように考えるかというところが次の論点でございます。

年間募集容量につきましては、2つ目の黒四角がございますとおり、昨年度の委員会においての考え方ということで、その改正後の年間平均認定量といったもの、それからその前の年の入札で参加資格を得られたけれども、入札しなかった案件、それから落札できなかった案件といったものは、その翌年度の入札に参加が見込まれるものということで、足し合わせて750MWというのが今年度の考え方でございます。

来年度に向けた今年の委員会におきましても同じような考え方をいたしますと、250 kW以上の年間平均認定量というのが1,275MWというのがFIT法改正後の平均。それから、そこに今年度の入札で必ずしも落札できなかった案件等を踏まえますと、全体で1,490MWという数字になります。

一方で、第4回、第5回の入札で、応札容量が募集容量を下回るといった結果になりましたので、この点も踏まえて絞っていくという考え方もございますが、250 kW以上ということで、太陽光の中での占める割合が非常に大きくなってきていること。それから、全体での大量導入といったこととの関係等も踏まえて、そのまま縮減をせずに、そのままの1,500MWというふう

にしてはどうかという案にさせていただいております。

1点補足でございますが、下から2番目でございますとおり、未稼働案件の対処ということをしている中で、新しい案件への新規案件への投資といったことの増加も可能性がある。こういった点も踏まえまして、昨年と同様の考え方で、1,500MWとしてはどうかという案にさせていただいております。

30ページは同様に、この考えの前提となる認定容量についての2019年の推計ということで載せさせていただいております。

以上までが、太陽光の入札対象範囲と年間募集容量でございます。続いて、着床式洋上風力発電ということで、33ページまで進んでいただきますと幸いです。

洋上風力につきましては、再エネ海域利用法でのルールというものが新しく昨年4月から施行されて整備されているところでございますが、ここでの議論は再エネ海域利用法の適用外の案件についてどのようにしていくのかということで、こちらについては競争環境の状況ですとか、再エネ海域利用法との整合性といったことも踏まえて、来年度から入札制に移行するという方向性が決まっております。

これも踏まえまして年間募集容量をどうしていくのかというところでございますが、黒四角の3つ目のところで、この募集容量の設定に当たって、これまでの認定件数・容量の分析というところでございます。

最初の矢印のところでございますとおり、これまでの件数、それから2019年度現在申請されているもの等を総合しますと合計が11件、728MWというふうになります。これの平均というのが、約121MWという数字になります。この数字も踏まえまして、着床式洋上風力発電の再エネ海域利用法適用外の年間募集容量については、120MWとしてはどうかということで、案とさせていただいております。

続いて、バイオマスのほうでございます。35ページのほうでございますが、バイオマスについても入札の結果を参考にするということになってございまして、これまでの入札結果というところでございます。

2つ目の黒四角でございますが、2018年度、昨年度については180MWと20MWということで、一般木材等、液体燃料と分けて入札を実施いたしまして、左下のほうの絵にございまして、一般木材等バイオマスで1件の落札、それから液体燃料のほうで0件ということが結果でございます。

それから、今年度の第2回の入札結果というところでございますが、今年度は一般木材等バイオマス、液体燃料というところ両方合わせて120MWということで実施いたしました。

実際の入札件数としては、3件、4MWといったことになってございましたが、全ての案件が上限価格を上回ったということで、落札件数は0件といったことが結果になってございます。

この結果も踏まえまして、36ページで、バイオマスの来年度の年間募集容量でございます。

バイオマスにつきましては、今、申し上げましたとおり、2つ目の黒四角がございますが、入札結果としては3件、4MWといったような状況になってございます。募集容量120MWに対して3件、4MWというふうになってございます。

一方で、黒四角の3つ目のところでございますが、バイオマスについては約620万件の未稼働案件が存在しているということでございますが、2017年以前に認定された案件については2年間の設備発注期限ということで、基本的に原則的には2019年度末までに全ての案件に設備発注期限が到来するという中で、来年度新規案件の形成が進展する可能性もあるということ。

それから、下から2番目のところですが、バイオマスについては大きさがまちまちでございまして、大きいものでございますと最大出力が100MWを超えるといったようなものも存在しているというところでございます。

こういった点も踏まえまして、引き続き競争性を確保するために、一般木材等というところと液体燃料ということで、固体、液体、一体で実施するということとしつつ、年間募集容量については、今年度と同様に、全体で120MWというふうにしてはどうかということで、案を出させていただいております。

進みまして、39ページのところから、スケジュールとそれから各回の募集容量という論点でございます。

39ページ目でこのスケジュールでございますが、入札スケジュールにつきましては基本的には今年度と同様に太陽光については2回、それからバイオマス、それから新しく始まる洋上風力につきましては1回ということにしてはどうかということでさせていただいております。具体的なスケジュールといたしましては、こちらの下の方の表に掲げるとおりというふうさせていただいております。

太陽光については2回で実施いたしますので、それぞれの回の募集容量をどうするかという論点がございます、続いて40ページのほうでございます。

40ページのほうで、各回の募集容量というところでございます。

太陽光の募集容量につきましては、今年度につきましては昨年度の委員会において黒四角の2つ目のところですが、年度後半に実施される入札に応札が集中するという傾向を踏まえまして、下期の募集容量を上期よりも多く設定したというふうにしてございます。

一方で、実績といたしましては、第4回上期の容量が266に対して、下期、第5回の容量が186

というふうになってございまして、結果として必ずしも年度後半に実施される入札に集中するといったような傾向は見られなかったところでございます。むしろそういう形で設定することによって少し行動をゆがめてしまうというか、年度後半への入札に誘導するという可能性もあるかということでございます。

こういったことも踏まえまして、結論としては4つ目の四角のところでございますが、今回の募集容量については、各回同量ということで、第6回、第7回とも750MWとしてはどうかというこの案にさせていただいております。

その上で、今年度も競争性を確保する観点から上期の応札容量が募集容量を下回った場合、下期の募集容量を縮減するといった手段をとるか否かという点がもう1点の論点でございます。

今年度はそういった手法をとっているわけでございますが、今年度の実際の結果といたしましては、第5回の回についても応札容量が募集容量を下回っている中でも価格設定の中で、一定程度の競争が確保されたということも踏まえまして、結論的に言うと上期の応札容量が募集容量を下回った場合でも下期の募集容量を縮減しないということにして、この上期の状況に応じて下期を変更するということはとらなくてもよいのではないかとということで、結論的には各回同量で750MWとするという点だけを決めるという案にさせていただいております。

それから、3点目の論点のほうに移ります。42ページ目でございます。上限価格の取扱いというところでございます。

上限価格の公表、非公表といった点については、事業者の入札参加の障壁を減らすために公表すべきという点。それから、張付き防止のために非公表とするべきといったような観点がございます。

こうした中で、2つ目の黒四角のところでございますが、太陽光、バイオマスについては2019年度の入札がいずれも応札容量が募集容量を下回っているといったような状況の中で、上限価格を公表して実施するということは現時点ではなかなか難しいのではないかとというような状況でございます。

そのため2020年度の入札につきましては、こちらは上限価格への張付きを防止するという観点からいずれの電源、入札回数についても上限価格非公表とするということで実施してはどうかという案にさせていただいております。

それから、一番最後にその他の制度見直しということで、44ページ目のところでございます。

こちら今年度の委員会の中で少しご指摘があったところでございますが、応札後に辞退があった場合の取扱いというところでございます。応札後の辞退といったことについては、これは当然さまざまな事由がございますので、辞退ということは可能となっておりますが、辞退行為そ

のものというのは本来差し控える、ほかの入札者との関係を含めても本来差し控えるべきものであるということで、保証金を没収した上で辞退を行うことを認めるという制度設計になってございます。

3つ目の黒四角のところでございますが、こういった趣旨にもかかわらず、一旦応札、落札した後には辞退の届け出を行ったということにもかかわらず、同じ事業所で次の入札に参加して、高い価格で応札しているといった事例が出てきているというところでございます。

こういった場合というのは、再エネ発電事業者のほうで超過利潤が生じて、国民負担の増大につながりかねないといったようなものかと考えております。この状況も踏まえまして、一方で特段の理由があるケースも当然あるかと思っておりますので、こういった場合のことも踏まえまして、応札後に辞退を行った事業計画と同一の地点で実施するというところで落札された場合には、事業者が変わったか変わらないかにかかわらず、辞退した回の応札価格、それから過去の入札で辞退した理由といったことについて、あわせて公表するといったようなこととしてはどうかと考えております。

その上で、こうした措置にもかかわらず、引き続き発生するといった場合には、冒頭申し上げました保証金が妥当なのかということで、保証金の増額といったことも含めて、来年度以降本委員会ですらなご議論をいただくということが必要かと考えてございます。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

事務局の説明は以上ですが、資料1の中で、バイオマス発電の新規燃料の取扱いに関する部分、16ページと17ページですが、これで食料競合というのがないようございましたので、この点について、農林水産省から補足があると聞いておりますので、お願いをしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○農林水産省

農林水産省でございます。このことにつきまして、昨年7月、バイオマス持続可能性ワーキングにおいて、申し上げさせていただいたこととでございます。今一度お話しさせていただきます。

世界の人口というのは現在77億人、2050年には97億人になると見込まれております。また、経済成長に伴って食生活が変化し、穀物等の需要も増加が見込まれております。さらに、世界では8億2,000万人の人々が飢餓に苦しんでいると、そういった状況にあるということです。

一方で、我が国の食料自給率を見ますと、現在、カロリーベースで見ますと38%と、非常に低迷を続けてきているという状況でございます。このような状況を踏まえまして、食料となり得る

物資を燃料として活用することは抑制的であるべきというのが基本的な当省の考え方でございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。ご参考にしていただきながら、議論を進めたいというふうに思います。

冒頭に申し上げましたように、議論を2つに分けて行いたいと思います。1つ目は、2020年度の調達価格等のところでございまして、これは資料で言うと17ページまでということになります。

これについてご意見、あるいはご質問をご発言願いたいと思います。

どなたからでも結構でございますが、お願いいたします。

ただ、前回に議論して、大筋のところ、きょうの事務局からのご提案のところで大体皆さんの意見がそれほど大きなぶれはなかったのかなというふうには思っておりますが、それにこだわることなくご発言願えればというふうに思いますが、どなたかいかがでございましょう。

山地委員からお願いしたいと思います。

○山地委員

結論から先に言うと、基本的に事務局提案でよろしいんじゃないかと思えます。

太陽光の50kW以上のところで、トップランナーのところの、単純に適用するとちょっと低いんだけど、やっぱりこの間に急激なコスト低減が起こっているということと、入札の結果を踏まえて決めるということから、3つある真ん中をとるという意味じゃなくて、そういうちゃんとした理由があるということで、9ページに書かれている結論で結構だと思っております。

それ以外のところは、いずれもデータに基づいて値が設定されておりますので、それで結構ではないかと考えております。

○山内委員長

それでは、松村委員。

○松村委員

まず、大きな塊の後半のほうについては、事務局の提案に異議はありません。

前半について発言します。まず、山地委員が今おっしゃった、案1と案3の真ん中の案2を支持するという点に関してです。前回是一般論として真ん中をとる発想はよくないと申し上げたのですが、今回はきちんとこういう理由で案2が妥当と丁寧に示されていて、納得しましたので、これも事務局案を支持します。前回と意見が違っているのですが、事務局案でいいと思います。

それでも、1点気になっている。地域活用電源の電気代の諸元ですが、これがまず、産業用と記述してあって、これミスリーディングなのではないか。つまり、普通電気代というときは産業

用と業務用と区別して表記する。これは産業用と業務用両方入っていると思う。したがって、誤解を招かないように、まず産業用・業務用と書いたほうがいいのではないかと。もし今後、表記する場合にはそうしたほうがいい。もし本当に産業用しか入っていないなら、このデータを使うことに反対です。次にここでとっているのが低圧、高圧、特別高圧、全体の平均になっているわけですが、50以下での典型的なものは低圧だと思います。

したがって、1つの考え方としては、低圧の料金、低圧の価格をとるのが合理的。ただ原理的には、50以下だから低圧というわけではなく、物すごく大きな需要家、例えば特別高圧で受けているけれども、そこに小さな太陽光をおいて、それで接続する場合には、もちろん50以下というところのカテゴリーに落ちるわけで、消費パターンは特別高圧だけれども、売電で見ると50以下というのはあり得るのは十分わかる。でも、特別高圧で物すごくたくさん使うところが50なんていうみみっちいものをつけて、これで地域活用電源で買い取ってもらいます、なんていうのは地域活用電源として積極的に推進しようと思っているものの典型的なパターンなのか。低圧、あるいはせいぜい高圧ぐらいのところを考えるのが自然ではないか。

したがって、電気代は低圧、あるいは低圧プラス高圧の平均というほうが、私は自然だと思います。ただ、今回の事務局提案に理屈がないわけではなくて、さっきも申し上げたとおり、そのように説明を受けているのですが、物すごく大口の需要家でも原理的にはあり得るということだし、それから、このデータをとるときに応募する人はどのカテゴリーに落ちるのかということで分類はされていないということからすると、全平均にせざるを得ないという整理の仕方もあると思うのですが、これは地域活用電源なので、私たちはある意味こういうものというのを典型的に念頭に置いて、こういうものというのを推進するというものを価格の算定対象として使ってもいいのではないかと。

もし特別高圧で50というのは認定しないととかという、認定の要件のレベルでいったらとてもまずいと思うのですが、価格算定するときには特別高圧と言うことはあり得るけれども、除いて考えるのは、そんなに不自然な考えではないと思います。私はこの電気代はこれが唯一のやり方ではなく、より自然なのは低圧、あるいは低圧プラス高圧にするほうだと思っています。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

高村委員どうぞ。

○高村委員

まず、太陽光については、基本的に事務局からご提案いただいたところに異論はございません。

今、ちょうど松村委員からご指摘があったスライド13のところだと思いますけれども、先生ご指摘のように、どういう単価の設定をするかということは、非常に重要な論点だというふうに思っているんですけども、同時にこれまで経験がない、事業用太陽光のこうした自家消費型の類型をつくって買い取りを行うときに、先生もおっしゃったように、さまざまな形態があると理解をしまして、そういう意味では、これで全く理想的な設定であるということではなく、制度を動かしながら具体的にどういう例えば類型があり、どういうコスト構造なのかというのを把握しながら調整をしていくという前提の上で今回のこのスライドの13にある事務局の提案については賛成をしたいと思います。

ですので、来年度以降も不断にコスト情報を見ながら見直していくという条件をつけて賛成をするということになります。

太陽光に関しては、事務局からは論点としては出されていないんですけども、2つほど意見申し上げたいところがございます。

1つは、太陽光の、今回、どこまで入札の対象にするかという論点は後にするにしても、今ここで議論している範囲の太陽光というのは基本的には中規模の太陽光だというふうに思っているわけですが、そうしますと、運転開始期限が果たして3年というのが適切かという論点があるように思います。

私自身今この時点で問題提起をするというのはちょっと遅すぎたと反省をしておりますけれども、仮に2020年度に関しては現行の3年としても、やはり規模からいけば、特にしかも基本的には自家消費型あるいは地域消費型を念頭に置いているとすれば、できるだけ運転開始の実態をふまえたタイミングでの運転開始期限の設定をするというのは、この間のさまざまな委員会での議論だったと思いますので、繰り返しになりますけど、2020年度については仮にそのままとしても、ぜひ来年度の算定委員会の検討事項としていただけないかという点であります。

それから、2つ目が、農地を利用したソーラーシェアリングについて、50kW未満についても地域活用要件を満たしたものとして、一定条件のものをFITの対象とする、それから、それ以上の規模のものについても、もともと入札の対象になるものもございまして、対象としていくということだと理解をしております。やはり農地を使った太陽光発電事業というのは、適切に運営されれば非常に重要な、土地活用の点でも、農業者がそうした事業を行いながら農業を営むという点でも非常に重要だと思っております。これはどちらかというと農水省さんと経産省さん双方にお願いでありますけれども、やはりできるだけ促進をする上で、どういう制度的な改善が必要か、例えば、入札の手続と農地転用等々の手続との関係等を含めて、改めてできるだけ促進をされる方向での検討をお願いしたいという点であります。ご提案のところと必ずしも合っていない論

点ではありますけれども、恐らくここが一番いいと思いましたので、申し上げておきたいと思えます。

バイオマスについてであります。バイオマスについてのご提案、バイオマス発電の新規燃料のご提案についてですけれども、ご提案の基本的な考え方については賛同いたします。

先ほど農水省さんからもありましたように、バイオマスワーキングのところでもやはり食料に関しては抑制的にとということで、食料競合のおそれがないということを求める意見というのを outs させていただいたというふうに思っています、その点についてもうまく反映をさせていただいているというふうに思っております。

食料競合の点について1つお願いといひましようか、これも恐らく宿題ということだと思えますけれども、スライドの17のところて業界団体のヒアリング結果として、新規燃料についてそれぞれ、これが食料競合のおそれがあるかないかという業界団体からの回答を付していただいていると思えます。

この丸がついていないものについては恐らくそうだろうなというふうに思えますけれども、丸がついているものについても、いくつか、場合によっては一定の基準といひましようか、区分が必要なものもあるように思えます。

例えばココナッツの未利用というのが、この未利用というのはい体何なのかというやうな基準ですとか、あるいは事務局のところにもなお書きで書かれておりますけれども、可食部が分離をされているというのをどういふふうにするか。

あるいは、ソルガムについても最近食べるというビーガンの人たちがいるやうな状況です、そういう意味では、燃料を調達する事業者さんにとっても、この食料競合のおそれがないという条件を満たすのに、どういふ燃料を調達しなきゃいけないのかということはい明確にする必要があると思っています、この点についてはこちらできようご提案されているやうに、バイオマス持続可能性ワーキングのところてとりわけその食料競合のおそれがないというところの基準の明確化というのを1つのタスクとしていただくのがよいのではないかとはいふふうに思えます。

バイオマスに関して、もう一つは、ライフサイクルGHGの排出量の扱いです。これもバイオマス持続可能性ワーキングの意見を踏まえて、そしてこちらの委員会の意見を踏まえて、こちらのご提案賛成をいたします。

そのときに、基本的には新規の燃料についてということではありますけれども、燃料種によってこの点について取り扱いが異なる、あるいは国内外の燃料において、国内のものて海外から調達するもので異なる取り扱いをするということは、これは燃料間の競争の観点からもそうすけれども、貿易法の観点からも問題を生じうるといふふうに思っています。

その理由から、具体的にどのようなタイミングでどのようなルールを適用していくかという点はございますけれども、新規燃料だけではなくて、既に関り取りの対象になっている燃料についても、このライフサイクルGHGについて、どのようなふうな形でその基準を考えていくかということは、検討の対象としていただきたいというふうに思っております。これも繰り返すになりますけれども、事業者がどのような燃料をこの観点から調達をしなければいけないのかという意味でのクレンジが必要だという観点から、申し上げたいと思います。

以上です。

○山内委員長

じゃ、大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

今の先生方のお話と同じで、全体的な方向としてはこれに賛成いたします。何点かちょっと気になるところだけつけ加えさせていただきます。

まず、12ページのところの地域活用要件具備に要する費用の取扱いについて、基本的にこの案に賛成なんですけど、ただ、以前、太陽光のパネルの廃棄において、実際に確認したところ、なかなか廃棄の費用を取っていないながら、積み立てていなかったということがあったりしたものですから、多分、今回の場合にはそういうことがない、最初に確認した上での決定になると思いますけれども、あくまでも確認のほうをぜひよろしくお願いしたいというのが1点です。

それから、あとは、今、高村先生がおっしゃいました新規燃料の取扱いの16ページ、17ページのところです。

農水省のほうからお話がありましたように、食料と競合するものについては抑制的であるというのは、絶対に基本だと思うんですけども、そのときに人口の面、食料自給率の面でのご説明がありましたけれども、やはり現在というよりも、今、これだけ気候変動が進み、オーストラリアでああいうふうな火災が起きている、これが全て気候変動の原因とも言い切れないかもしれませんが、少なくともその可能性があるということも考慮に入れて、今後さらに食料としては厳しい状況があるということを中心に置いた上で、検討していくべきではないかというふうに思っています。

そういう意味で、高村先生からもご指摘ありましたように、一応17ページのところは、団体さんからは丸というふうに出ているものでも、例えば先ほどのソルガムもそうです。これ、可食部が分離されているというふうに書いてあるんですけども、可食部が分離されて、茎の部分だけを燃やせると言っているのかどうか、そこもちょっとこれ、わかりませんし、あと、右側の脱炭

酸PAO、パーム酸油ですね、これも酸度について、どこまで酸化したものであれば食料としないというのか、というようなところももっとしっかり見ていただきたいですし、その下のカシューナッツ殻油と脱ガム中和PAO混合油って、これはまとめた混合油を対象としているわけですが、そもそもカシューナッツの殻とそれから脱ガム中和PAOというのが別々のものであって、それ自体がどうなのかというところがあって、初めて混合の油についてどうかという話になるのではないかなと思うんですけども。

そこら辺のところもはっきりしませんので、ぜひ、先ほどお話がありましたように、今まで検討していただいたワーキングを引き続き継続していただいて、そのワーキングの中でもう一度検証をしていただいた後に、本当に問題がないというものだけということで、検討いただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど高村先生からもライフサイクルGHGのお話がありましたけれども、今回は新規燃料についてということで、16ページの一番最後のところを書いてありますけれども、今まで認められてきた木質バイオマスですとかパームなどについても、やはりもう一度このライフサイクルGHGというのを検証して、本当に問題がないものなのかというのを、継続して検討していただきたいと思います。現在は、そういう計算方法ですとか、そういうものがないということで書かれておりますけれども、今後やはりいろんな研究も進むと思いますし、温暖化防止という意味で、ライフサイクルGHGというのは物すごく重要な観点になると思いますので、ことしは無理にしても、次年度にはぜひこのあたりの研究会といたしますか、検討会を継続して立ち上げていただければ、ありがたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

ご意見、伺いました。事務局から。

○清水新エネルギー課長

事務局のほうから幾つか回答をさせていただきます。

まず、13ページのこの電気料金のところ、松村先生、それから高村先生からご指摘いただいた点でございますが、この表のところ、ご指摘のとおり、赤いラインのところでございますが、この資料自体の数字については、これは低圧・高圧・特高といったことも全て含んだ全体の平均値というふうになってございます。

ご指摘のと通りの点については、我々の方でもヒアリングをいたしまして、正直ちょっと全体の比率といったところまで、なかなか今の時点のデータではわからない中で、一方で、需要が50

kWを超えるような場合については、必ずしも低圧に限らないといったようなことのお答えもあったという中で、事務局としては、今年度はそういう意味で、実態が不明な中で平均値を使いつつ、ご指摘いただいているとおりの、この点、重要だと思っておりますので、定期報告なんかも活用しながら、実態の把握もしながら、しっかりとデータ収集も進めて、精度を上げていきたいなというふうに我々としては考えて、このような形の案にさせていただいているところでございます。

それから、2つ目に、こちら也非常にご意見いただきました。バイオマスのほうのこの燃料の取り扱いといったところでございますが、ご指摘のとおり、先ほどのこの17ページの表につきましては、先ほど、すみません、しっかり私、ご説明しませんでした、業界団体のほうからのヒアリングの結果ということでの回答というふうにさせていただいておりますが、こちら委員の先生方、ご指摘いただいたとおり、この左下のところの※のところ、「なお、可食部が分離されていることが条件となる」ということでございましたとおり、実際のこの燃料自体の形状、状況とかによって、必ずしもこれがそのままこういう形になるわけではないということで、我々も理解をしております。

いずれにいたしましても、この食料競合の考え方、それからライフサイクルGHG、また、その対象とするものの対象範囲とか考え方、それから進め方等も含めて、かなり専門的なご議論になってきますので、引き続きワーキングのほうでしっかりとご議論、ご検討をいただければありがたいなというふうに、我々としては思っているところでございます。

それから、高村先生からご指摘いただいた運転開始期限のところについては、ちょっと今、この瞬間はデータはございませんが、規模と運転開始までの期間といったようなことについては、幾つかそういう意味では来年度の課題とさせていただいて、ちょっと工夫をしつつというふうにさせていただければと思っておりますが、このトップランナーの考え方のほうも、これ、まさに3年ということ前提に今、設計していますので、実態、それからそれも踏まえた料金設定の仕方も含めて、宿題とさせていただければと思っております。

それから、あとはソーラーシェアリングについてもご指摘頂戴いただきましたが、農林水産省と一緒によく連携をしながら、農業面、それからエネルギー面といったところで意味のある、また、地域にも資するようなものというのをどのように促進していくのかということは、よく連携をさせていただければと思っております。

事務局のほうからは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

ご意見いただいた中で、一番大きな論点といえますか、は松村委員からおっしゃった13ページ

のこのところだったと思いますけども、今、事務局側からのご回答あったように、おっしゃることは非常によく理解できるということで、それを具体的にするまでにちょっとまだデータがというお話でしたので、それから、高村委員もおっしゃっていたように、これはもうちょっとフォローして、具体的にどういうふうになっているのかということを見きわめつつ、このまま固定しないでというお話だったので、そういう方向でよろしければ一応——どうぞ。

○山地委員

松村委員のご指摘のところは分かるんですけど、低圧・高圧・特高というのもありますけど、自由化された料金だから、ある意味、幅は当然あるし、それから、時間帯別料金になってくる可能性だって十分あるわけなので、これはルールを決めとかなないと、実態を調べてといっても、なかなか決めるのは大変だと思うんですね。だから、ルールで処理していくというぐらいな考えを持っておかないと、実態に合わせようとすると、非常に大変だと私は思います。

○山内委員長

ご提案は、今回についてはこの形でいって……

○山地委員

今回の形でやっていくので結構です。また、あんまり変えないほうがいいと思います。

○山内委員長

どうぞ。

○松村委員

まず、前半は全くもつとも。だから、実態の問題というより決めの問題だと思います。そのつもりで代替案を提案しています。

それで、今年度は1対4、つまり、変えるべしと言っているのは僕だけなので、今年度はもうあきらめます。もうこれでいいと思いますが、しかし、これはやっぱり決めの問題で、実態がどうなっているのかということではなく、本来、地域活用電源としてこのカテゴリーになるもの、どういうものを念頭に置くのかとか、そういうレベルの話であって、現実と著しく乖離はしてはいけないと思うのですが、典型的なパターンを見るということだから、その全部のデータとかを集めてくるとかとは次元の違う話。それがなくても意思決定できている。

しつこいようですが、特別高圧のような大きな人が仮に50なんていうのをつけることがあったとしたら、「それって何か変っちゃう？」って思うのが自然。それが自家消費型の電源ですか。

さらに言うと、それって、50以上にするという面倒くさいから、小さく50にしちゃう、いわば、低圧分割の文脈でさんざん問題になった。そういうようなたぐいの変なインセンティブを与えないようにするためには、価格をむやみに高くしないで、そういう規制逃れのようなインセ

ンティブを与えないようにする価格づけが重要だと、別の委員会で私が発言したときに、山地座長——その委員会では座長だったわけですが、山地座長はそれを決めるのはこの調達価格等算定委員会であると。だから調達価格等算定委員会で言うべきことと整理されたと私は思っています。

だから、この委員会で、まさにこれを議論するところであって、その議論を、小さなものの価格を無闇に上げないという議論に直結する話を今している。今年度はともかくとして、来年度以降も実態がよくわからないからこのままというのは、本当にいいのかということは考える必要がある。しつこいようですが、その低圧分割だとか、あるいは、もちろん分割はこのカテゴリーで入ってこないと思いますが、わざわざ小さくする変なインセンティブを与えないようにすることも念頭に置きながら、どういうカテゴリーを念頭に置くのかを、来年度はぜひ議論していただきたい。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

少なくとも私には、今、山地委員と松村委員がおっしゃったことは、同じことを言っているというふう聞こえて、それから、事務局もそれをよくわかっている、理解できているというふうに思っています。要するに、結論は、本年度についてはこれでいきますが、次年度以降は、もう少し実態を見るんだけれども、おっしゃるように、決めの問題という形でルール化しましょうと、こういうことでありますね。そういうことで今回はご理解いただければというふうに思っています。

それから、その他の論点については、事務局のご回答ありましたように、これから検討すべきところ、それから、事務局と申しますか、行政側として強調すべきところ、例えばソーラーシェアリングの問題がそうですね、ということ。

それから、バイオマスの食料との競合問題については、もうちょっと精査するというので、これは高村委員がおっしゃるバイオマスの持続可能性ワーキングのほうでさらに突っ込んでいただくと、こういう話になるのかなというふうには思っています。

というふうに受け取りますと、私の理解では、事務局提案のところ、今の13ページのこのところについては、議論しましたが、今のような、逆に将来のルールを、我々の行き方を決めたとということをご理解いただいて、そういたしますと、ほかについては特に大きな異存なかったというふうに思っています。

システムコストについては、真ん中のところ、14.2万円というところ。それから、地域要件のことについては、コストデータを踏まえて21%でトップランナーの採用ですかね。で、21.2万円

ということになりまして、先ほどの13ページのところも、さっきまとめさせていただいたような形でありますね。

バイオマス発電についてはいろいろご注文ありましたので、これから対処していくと、こういうことでもあります。

それから、新規燃料についても今申し上げたところであります。

事務局から、食料競合については、解消するまではFIT燃料、対象としないということは言われましたし、それから、食料との競合がない場合でも、グリーンハウスガスの検討を含めて、ちゃんとそれを適合しているかどうかを確認すると、こういうことになろうかというふうに思います。

ということよろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、そのような形で進めさせていただこうと思います。

それでは、2つ目の論点に移ります。2020年度の入札制度についてであります。これについてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでございましょう。

太陽光の入札の大きさがかなり大きくなると。それから、閾値が下がるということだと、入札が大きくなるというところから始まりますが。

山地委員からよろしいですか。

○山地委員

まず、太陽光の入札のところの範囲ですけど、私、もともと前回から250kW以上というところに賛成でしたから、23ページの事務局提案に賛成で、本当はもうちょっと増やしたいと思っています。要するに、原則、事業用は入札というのを忘れないでほしい。ただ、実際にやられる方の要するに事務手続って考えると、確かに少しずつ拡大というのはしようがないと思うので、これはこれでいいと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほか。順番にいきますか。どうぞ。

○松村委員

先ほど、間違えて2番目の固まりに関しては異議ありませと言ったので、実際に異議ありません。

それで、事務局提案、もともとだと思っている。まず、公表・非公表という点に関しては、相当な意見の隔たりがあったと認識していますが、今回、量に関しては、それなりに多い枠、量が示されているように見える。そうすると、これとのセットであれば、やはり非公表でないはず

いのではないか。もしどうしても強硬に今年度から公表という意見が出てくるのだとすれば、そこだけ変えるのには反対で、量のほうも大幅に減らすこととセットでないともずいことが起こるのではないか。

一方で、この事務局の提案のセットはとても合理的だと思いますので、異議ありません。

○山内委員長

ありがとうございます。

非公表ということでもよろしいですか。

○高村委員

ありがとうございます。入札のところですが、ありがとうございます。

まず、一つは、スライドの23のところであります。入札の対象範囲についてです。

今回のご提案ある2020年度、250 kW以上というところについては、異論はございません。ただ、書きぶりかもしれませんけれども、やはりかなり行政コスト的には大きくなる範囲に入ってきているというふうに思っています、事務局も、そうは書いてくださっていますけれども、入札に伴う社会的トータルコストの増加を考慮する必要がある域に入ってきているというふうに思います。そういう意味で、先ほど山地委員から基本的に全量というお話がありましたけれども、そこをきちんと見据えて、閾値については今後検討する必要があるというふうに思っております。

それで、これは一つのパッケージで書いていただいているというふうに思っています、これは松村委員おっしゃったとおりでありますけれども、明らかに入札によって価格を発見する効果はあって、それ自身が我々の上限価格の設定にも非常に資しているというふうに思っております。

他方で、残念ながら、今、私たちが認定をしたい、調達をしたい容量を調達できていないというのが、恐らく今の入札、太陽光の入札の一番大きな課題だというふうに思っております。いくつか意見が違うところというのは、基本的には、本来であれば競争的な入札であれば問題がない、ところに、こちらが募集をしている容量を下回る形になっているという、そういう状況によって生じている意見の違いだというふうに思っています、上限価格の非公開についても私は基本的に公開すべきだというふうに思っていますが、おっしゃったように、今の状況のように、これまでのところ、札入れをしてくださる量が募集量を下回っている中では、来年度についてはいたし方ないかと思っています。

ただ、逆に言うと、入札が導入を促進しながら本当にコスト低減に機能するためには、どうやったらそうした競争的な入札にできるかということ、改めて制度を含めて考える必要がある時期ではないかと思っていて、その宿題をぜひ事務局のほうにはお願いをしたいと思います。一つは、未稼働案件対応が進んでくると入札をしてくださる方はふえてくるのではないかという

ふうには思っておりますけれども、しかしながら、先ほどの上限価格の問題も含めて、より入札に入ってくださいる人をふやす、競争的な入札にするための制度的な課題が何かというのを、ぜひ事業者団体の意見も含めて聞いていただきながら、検討いただきたいというふうに思っております。

洋上風力についてでありますけれども、洋上風力について、今回出していただいているご提案については賛成をいたしますが、本来的には、これは山地委員長の委員会でも議論があったように思いますが、本来は、洋上法といいますか、再エネ海域利用法のもとで指定をした海域でしっかり地域と協議をしながら、そこで競争していただきながら導入量を拡大し、コストを下げさせていただくというのが、やはりあるべき姿だと思っております、その地域での占有権入札も含めて、そうした手続を回避するためにこの道が使われるとすると、それは決して望ましい形ではないというふうに思っております。

したがって、今、まだ再エネ海域利用法が実際に運用を開始する過程にあるので、今回はこの入札については反対をしませんけれども、しかしながら、実際に再エネ海域利用法が本格的に動き出した後、同じようにこの制度を、こういう認定の仕方を認めていくかという点については、きちんと議論をする必要があるだろうというふうに思っています。そういう意味で、この区分のこういうタイプの入札というのが、ずっと漫然と続くというのではなく、きちんとどういうものであるべきかということを再エネ海域利用法の運用、施行を見ながら検討していただくということを条件に、賛成をしたいというふうに思っています。

そして、最後ですけれども、辞退についてです。

これも、事務局案に反対はいたしませんけれども、今、結果的に入札に参加をする人が少ないのでこういう形が起り得ているというふうに思っております、本来、競争的であれば、それを捨てて次というふうにはならないんだというふうに思っています。したがって、やはり入札制度全体を本当に競争的にしていくという課題にきちんと対処をするということが前提だと思います。そういう意味では、あえて何か強力なペナルティーを科すというよりは、今、ご提案がある公表という形で十分で、今後、入札に参加をする人をどうやってふやして競争的な入札にするかというところについて、ぜひ検討、議論をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内委員長

じゃ、大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

基本的に、入札制度に全件移ることによって価格を下げていくというのも、大きな目標だと思うんですけども、先生方からお話があったように、今、一番問題なのは募集量に対して応募量が少ないということで、価格を下げるということももちろん重要ですけども、再エネを増やしていくということを考えると、やっぱり応募を今後もふやしていくということの制度上のいろんな問題というのも、考えていかなきゃいけないかなというふうに思っています。そういう意味で、40ページの事業用太陽光発電のところで、今回は、上期の応札容量が募集容量を下回った場合でも、下期の募集容量は縮減しないことにするという、こういうふうな方向性については賛成いたします。

一方、最後に高村先生がおっしゃいました44ページの応札後の辞退のことですけども、これも、応募する人たちがもっと本当は多ければ、こういう事態は起こらないということで、そういう意味でも、やっぱり応募件数がふえるような方法というのを考えつつ、しかし、それでもこういうふうなことをする事業者については、公表していくという必要もあるなというふうに感じた次第です。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

事務局から。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございました。

幾つか、そういう意味では、この先の課題というところでいただいたところでございますが、まさにこの入札のところの参加者をふやす仕組みということについては、これまでもヒアリング等をさせていただいておりますが、改めて、そういう意味では事業所団体ですとか、実際参加された方、途中で断念された方といった方のヒアリングとかを通じながら、どういう形でここがより量としても競争的になっていくのかということは、引き続きよく検討させていただきながら、どういうことができるかということは、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

それから、洋上のところにつきましては、一般海域外、例えば港湾といったところも含めて、法律の対象外のところということもございまして、この区分自体は必要な部分あると思いますが、再エネ海域利用法の施行ということに、変な影響を与えないようにということについては我々も同じ思いでございますし、ただ、あちらのほうで、まさに占用の期間を長くするといったことの支援法的な部分も含めて、むしろ、あっちのほうの制度をしっかりと運営していくことによって自然とそういった流れをつくっていくということが、一番重要なのかなと思ってござい

すので、来年度、こういう形でさせていただきながら、そのときの実態等も踏まえて、引き続き全体として制度が整合的になるようにしっかりと工夫していきたいと思っております。

○山内委員長

ありがとうございました。

今、事務局からあったように、ご指摘の点、これから改善すべき点というのを受け取っていただいて、基本的に、やはり競争的にしてふやしていくという、こういうことでありますので、そういう方向でいろいろと検討をしていただければというふうに思っております。

ただ、今回のご提案につきましては、2020年以降の調達価格等入札制度に関する論点につきましては、伺ったところ、委員の皆さん、合意が得られたというふうに考えております。そこで、次回の委員会では、本委員会の意見案という形で、2020年度以降の調達価格等入札制度に関するこれまでの議論全体を再調整したものを事務局に用意していただきまして、その取りまとめに向けた最終的な検討ということにしたいというふうに思っております。

熱心なご議論、ありがとうございました。

ということで、次回等について事務局から何かあれば。

○清水新エネルギー課長

次回の委員会につきましては、日程が決まり次第、経済産業省のホームページのほうでお知らせいたします。

3. 閉会

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第54回調達価格等算定委員会を閉会とさせていただきます。

ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365